

私的録音録画補償金の見直しについて

2005年4月

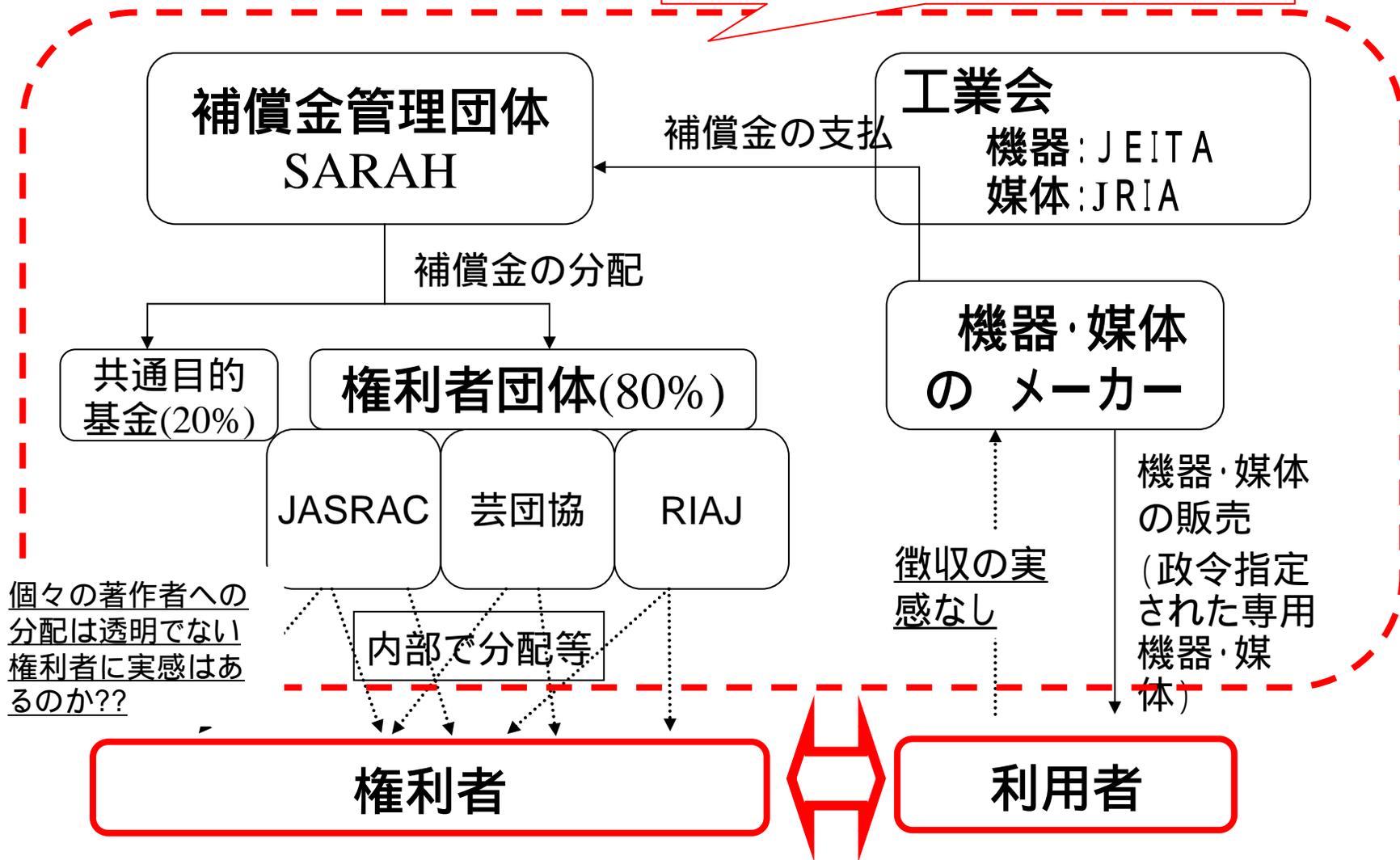
(社)電子情報技術産業協会

本日申し上げたいこと

1. 権利者と利用者の適正な関係を真摯に検討すべき
2. 「技術 + 契約」による「都度 + 直接 + 個別」の対価徴収機会の実現に進むべき
3. 補償金制度は凍結し、むしろ終息の仕方を検討すべき時期が到来している
 - ・ 記録メディア内蔵型録音機器等、汎用性のある機器・媒体に、専用機器・媒体を前提とした補償金制度を拡大することには問題あり。
4. 法制問題小委員会への期待
 - ～ 関連課題の大所高所からの検討

権利者と利用者の関係を第一に考えるべき

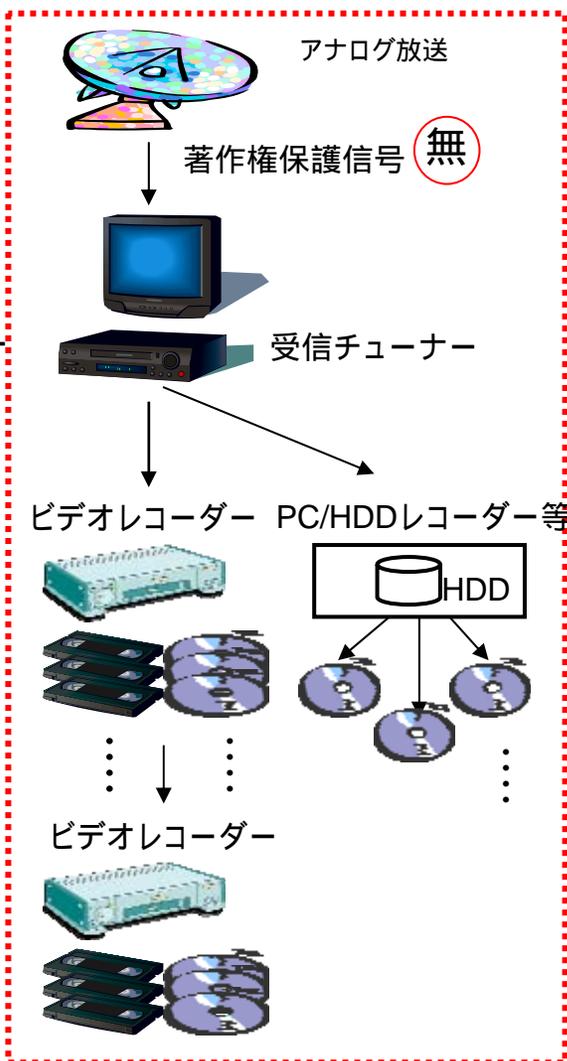
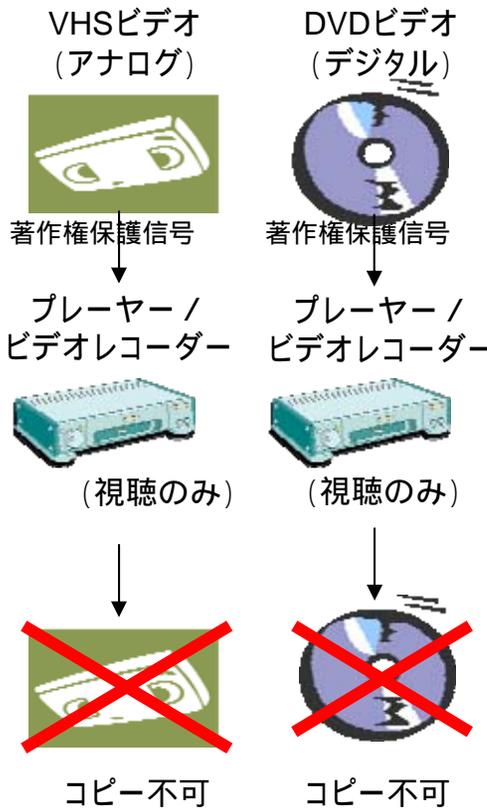
直接的な対価のやり取りができない場合の中間的存在



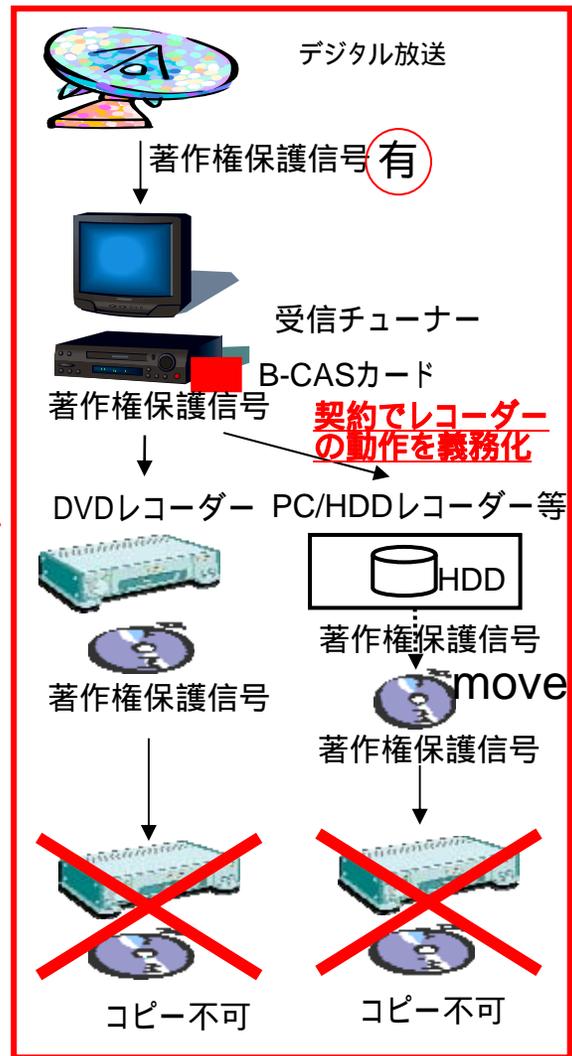
「事前 + 一括 + 一律 + 間接」の補償金制度から柔軟な「都度 + 個別 + 直接」の関係へ

私的複製を取り巻く技術的環境(録画)

技術的手段により私的複製が制約されつつある。今後も補償は必要なのか？
 有料放送の記録に対する補償は妥当か？(著作物利用にかかる対価の二重徴収)



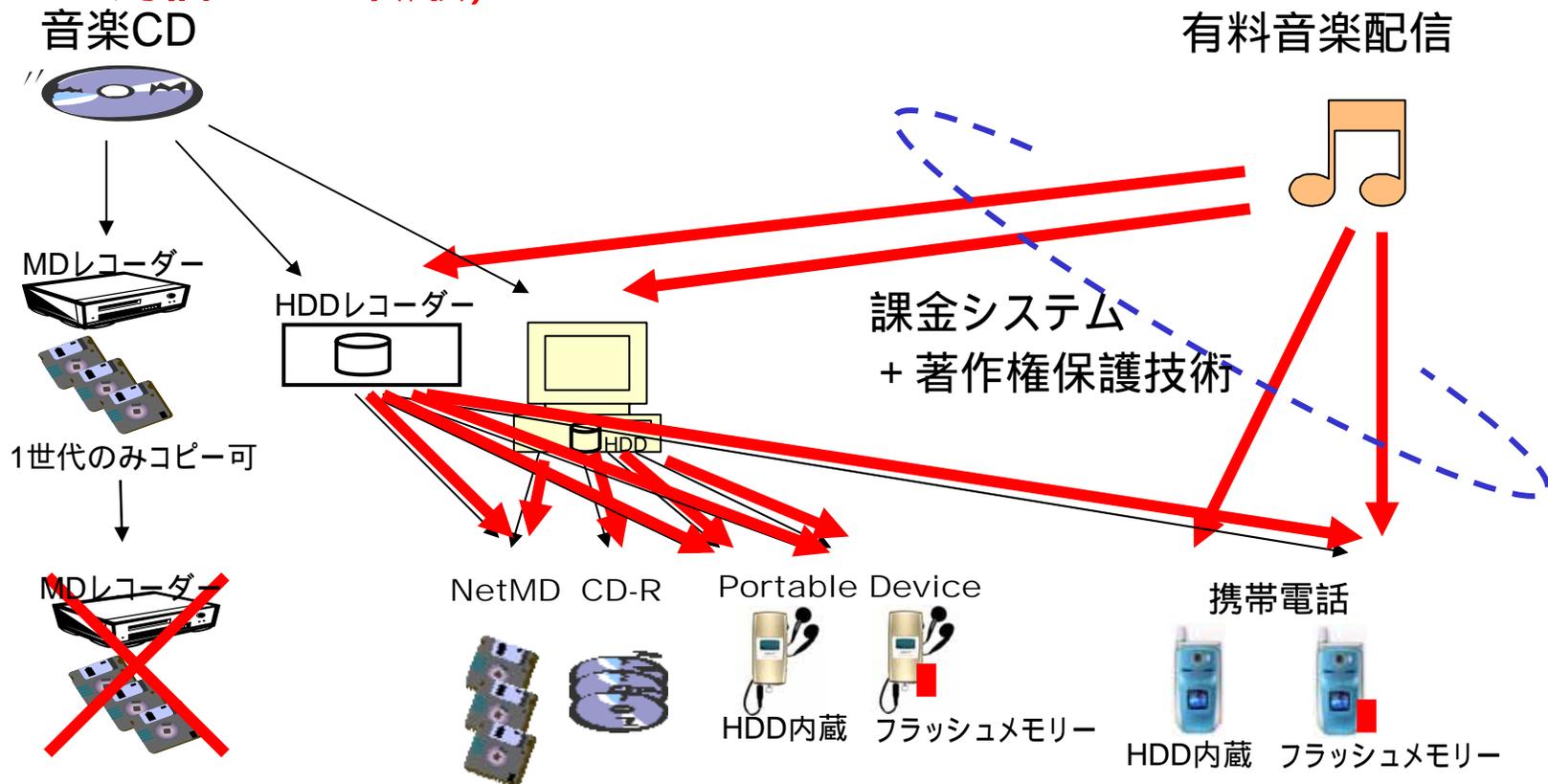
2011年
完全移行



(制度導入時に補償が必要と判断された)

私的複製を取り巻く技術的環境(録音)

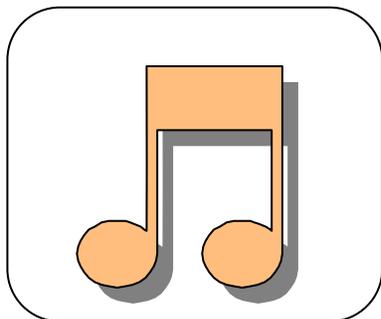
技術的手段により課金システムを内蔵した新たなビジネスモデルが登場、私的複製の制約もなされつつある。
課金された音楽著作物の記録に対する補償は妥当か？(著作物の利用にかかる対価の二重徴収)



録音に関する技術的保護手段の例

ディスク製造時

原盤
(暗号化されていない
音楽コンテンツ)

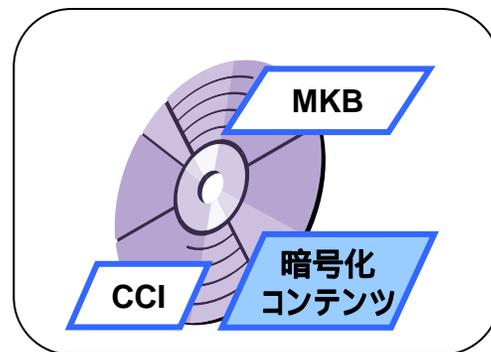


MKB



メディア鍵

DVDオーディオディスク

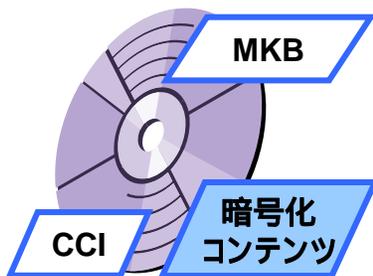


ライセンス会社から配付された「MKB (Media Key Block)」をメディアに記録

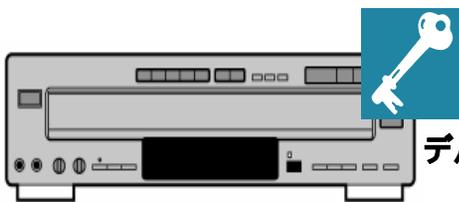
ライセンス会社から配付された「メディア鍵」を用いて、コンテンツを暗号化

コピー制御情報 (CCI: コピー自由・1世代のみコピー可・コピー不可) とともにコンテンツをメディアに記録

再生時



DVDオーディオプレーヤー等



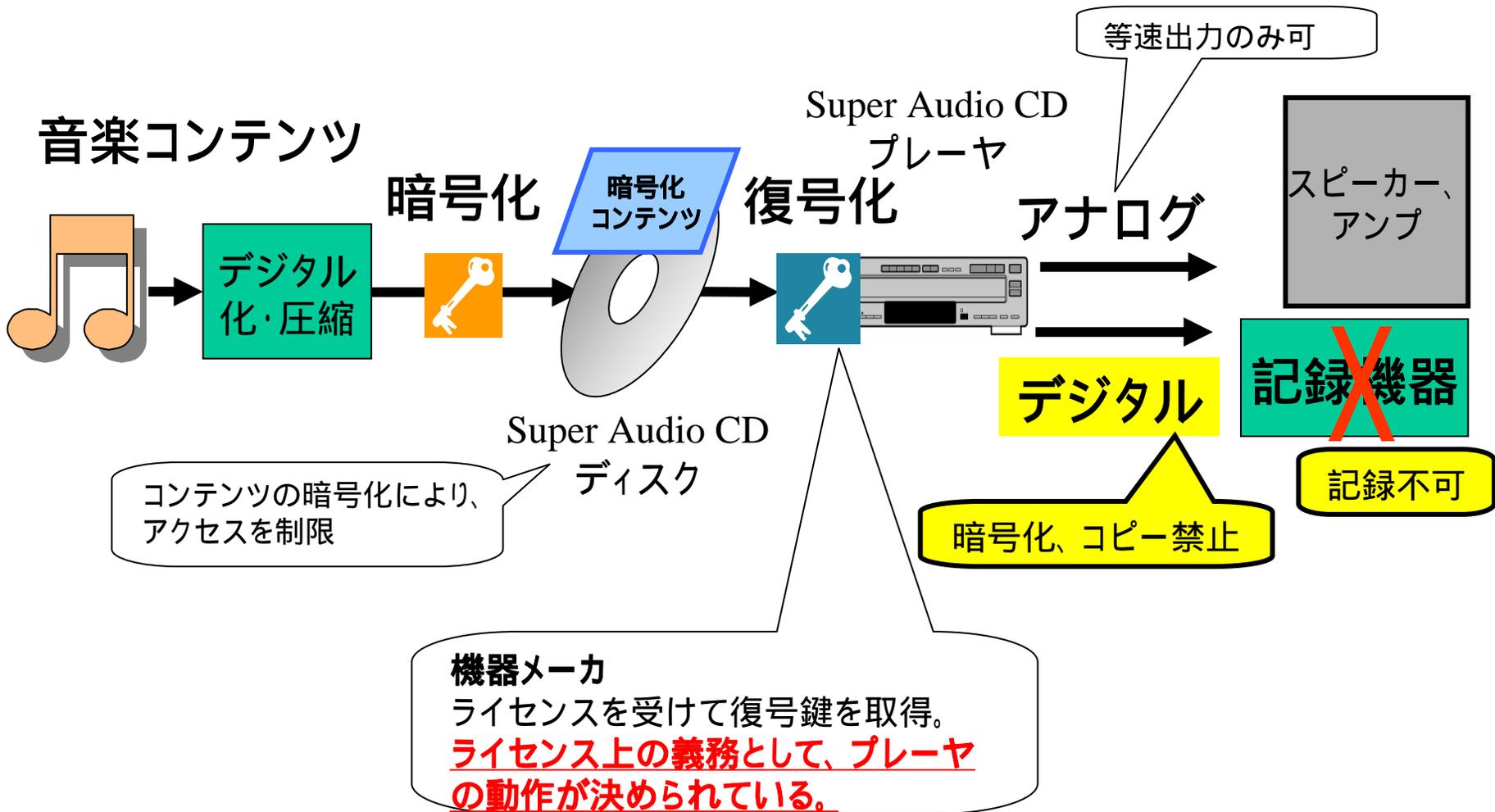
デバイス鍵

ライセンス会社から配付された「デバイス鍵」とメディア中の「MKB」から「メディア鍵」を取得

「メディア鍵」を用いてコンテンツを復号化して再生

機器メーカーはライセンス会社から「デバイス鍵」のライセンスを受ける場合、ライセンス契約上の義務として、メディア中に記録されたCCIに従って、コピー制御(外部出力等の制御)を行わなければならない。

録音に関する技術的保護手段の例



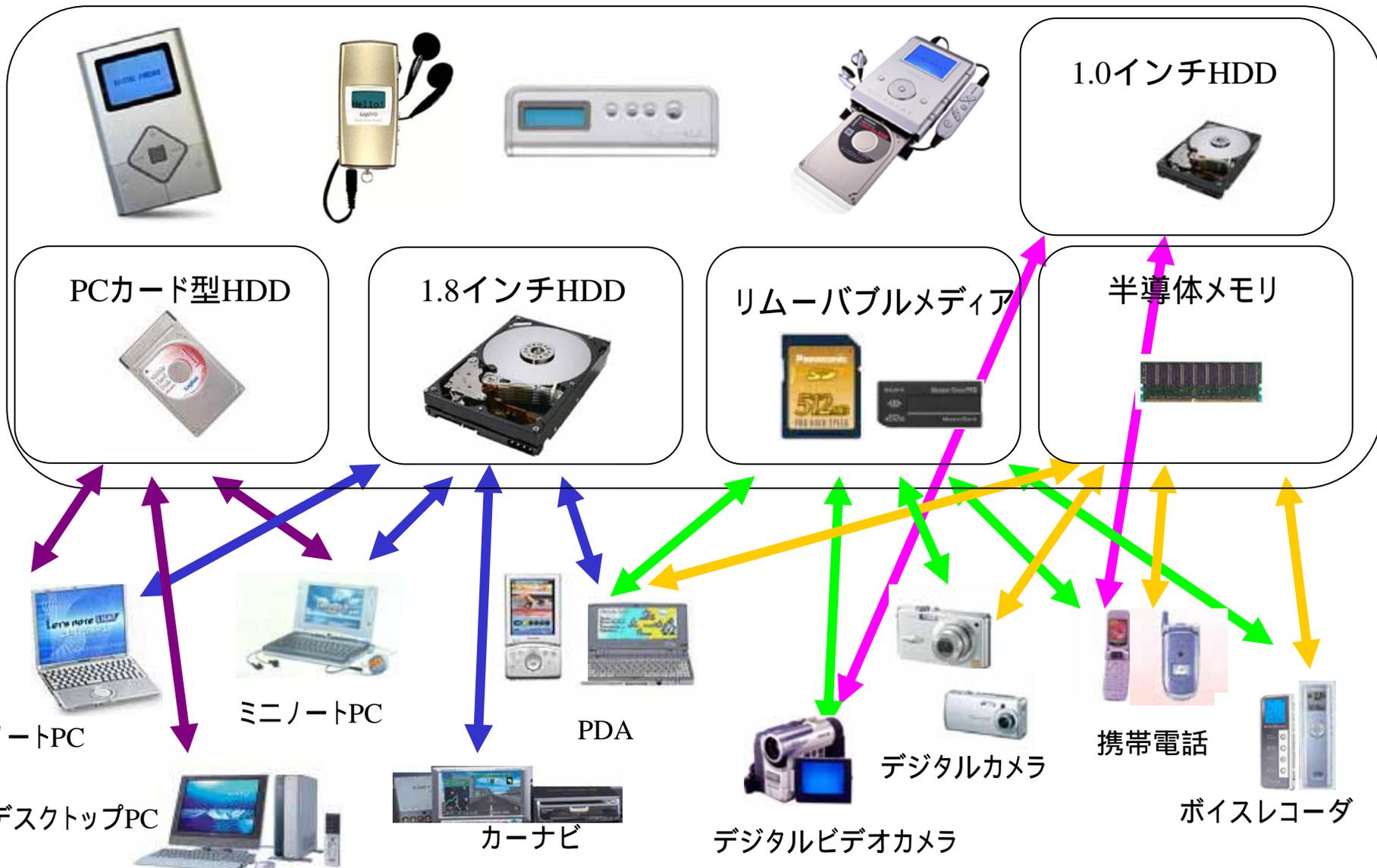
技術的保護手段の例

	記録メディアの種類	メディア上の技術的手段	レコーダー上の技術的手段
補償金の対象	デジタルオーディオテープ (DAT)	SCMS	SCMS
	デジタルコンパクトカセット (DCC)		
	ミニディスク (MD)		
	CD-R	SCMS	SCMS, RID
	CD-RW		
	DV	CGMS	CGMS, Macrovision, DTCP
	D-VHS		
	MVDISC		
	DVD-RAM	CGMS, CPRM	CGMS, Macrovision, CPRM, DTCP
	DVD-R		
	DVD-RW		
	DVD+R	CGMS, VCPS	CGMS, Macrovision, VCPS
	DVD+RW		
非対象	半導体メモリ	CPRM, OpenMG	CPRM, OpenMG
	HDD	C2	C2, DTCP

本資料の記載は例示であり、全ての技術手段を網羅しているわけではありません。

「ハードディスク内蔵型音楽録音機器等」の汎用性

使用される記録媒体は汎用

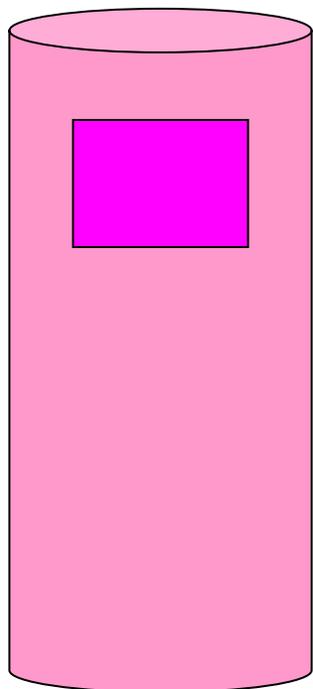


「ハードディスク内蔵型音楽録音機器等」の汎用性

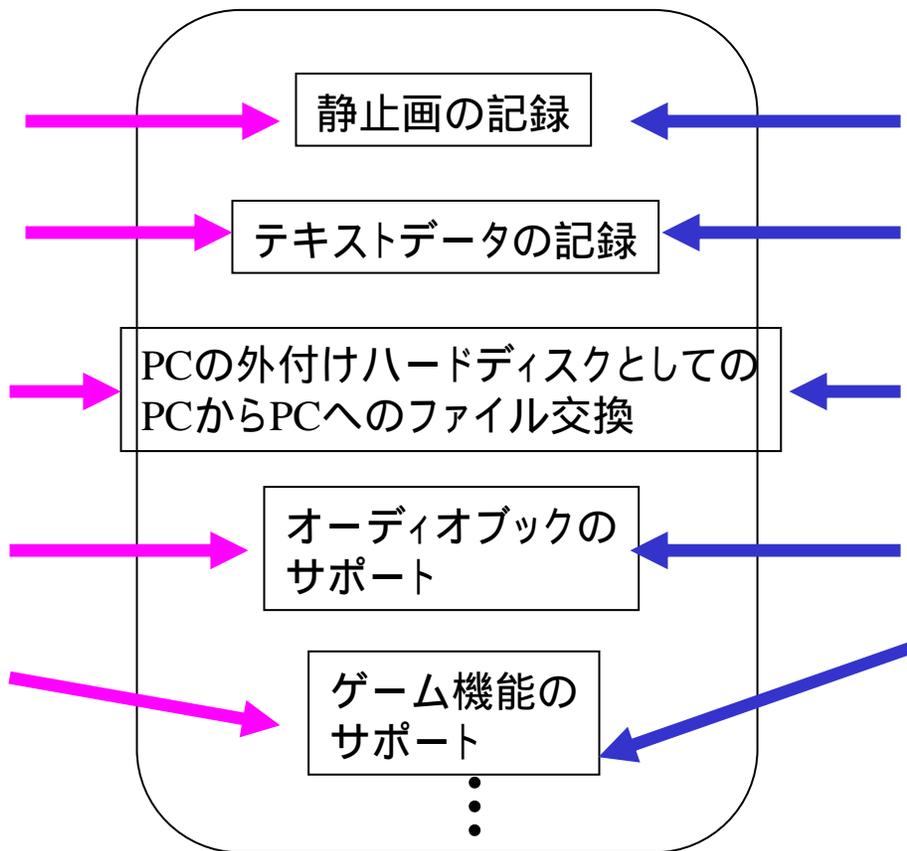
ハードウェアは同じで、アプリケーション / 訴求ポイントが違うだけ

商品X

訴求ポイント：
音楽記録

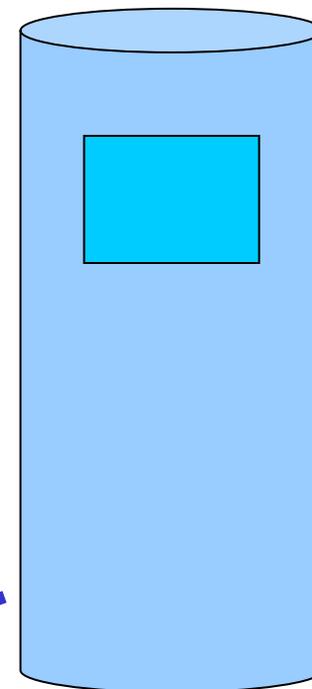


音楽記録以外の 機能



商品Y

訴求ポイント：
音楽記録、写真、
スライドショー



汎用機器・媒体を対象に含めることの問題点

幅広い用途に利用可能。購入時に予め用途を限定できない。

「事前 + 包括 + 一律」の補償金制度にそもそもなじまない

仮に、汎用性のある機器・媒体を「事前 + 包括 + 一律」処理の補償金制度に乗せることは、次のような点で法的問題がある

- デジタル録音を「する消費者」のために、大量の「しない消費者」に補償金の負担を求めることの不合理*
- 補償金の返還請求には「将来にわたってデジタル録音を行わない」という証明を消費者等に課していること、また返還手続きに要する消費者等の時間・費用等を考慮すると、「返還請求制度」は名目のみの制度であり、現実には機能しない。

消費者の財産権の侵害

* 2005年1月付けのSARAH+野村総研の「デジタル録音機器ユーザの私的録音実態調査報告書」によっても、パソコン保有者のうちデジタル録音をする者の推定比率は47.1%。

なお、当該調査の「デジタル録音」のうち、どの程度が「私的使用」の権利制限の対象であるかは不明。

PC保有者50%以上のものはデジタル録音にPCを使用していない
また、店頭で販売されるPCが全て私的に用いられるとは限らないことにも注意。

補償金より「技術 + 契約」による解決

消費者、コンテンツ産業、機器・媒体メーカーともに
納得のいく選択肢をさぐるべき

技術 + 契約による解決

技術を活用し、
著作物の個別利用に応じた
対価回収と分配を促す
ビジネスモデルを推進のための
環境作りを支援

日本の向かうべき道

個々の利用に応じた対価の回収
技術的保護手段を活用したビジネスモデルの展開

消費者の認識・不公平の是正、法的問題の解決とともに、権利者の利益も大きい。
技術的保護手段を採用していくことは、私的複製のコントロールにとどまらず、違法複製等の規制という観点からもコンテンツ産業に有益。

補償金制度

広く薄く補償金を徴収し、
複数の仲介団体を経由して、
権利者に分配される制度

なお、ヨーロッパの多くの国は補償金類似の制度を持っており、汎用機器への賦課についても僅かな国で議論があるが、一方で著作権ディレクティブで技術的保護手段の斟酌を明記、またノルウェイが補償金を廃止する等の動きがある。また、米国は技術 + 契約による解決を志向しており、その背景にはコンテンツ産業の強い意向がある。

補償金とダウンロード使用料の比較

例: ネットワーク接続できる録音機が基準価格1万円で100万台販売された場合

補償金試算:

補償金総額 =

$$10,000\text{円} \times 2\% \times 1,000,000\text{台} = 200,000,000\text{円}$$

JASRAC受領額 =

$$200,000,000\text{円} \times 80\% \times 36\% = 57,600,000\text{円}$$

音楽ダウンロードサイト(100円/曲)より同程度を受領するには

57,600,000

$$= 7.7\text{円 (JASRAC使用料規程)} \times 1,000,000\text{台} \times \underline{7.5\text{曲}}$$

すなわち、録音機が壊れるまでに、1台当り7.5曲以上、ダウンロードされれば、JASRACの受取額は補償金を上回ることになる。

法制問題小委員会への期待

私的録音録画補償金制度を凍結(2011年の廃止)頂きたい

2011年には、デジタル放送社会(デジタル社会)となる。
この2~3年で恒久的制度の実現が求められる。

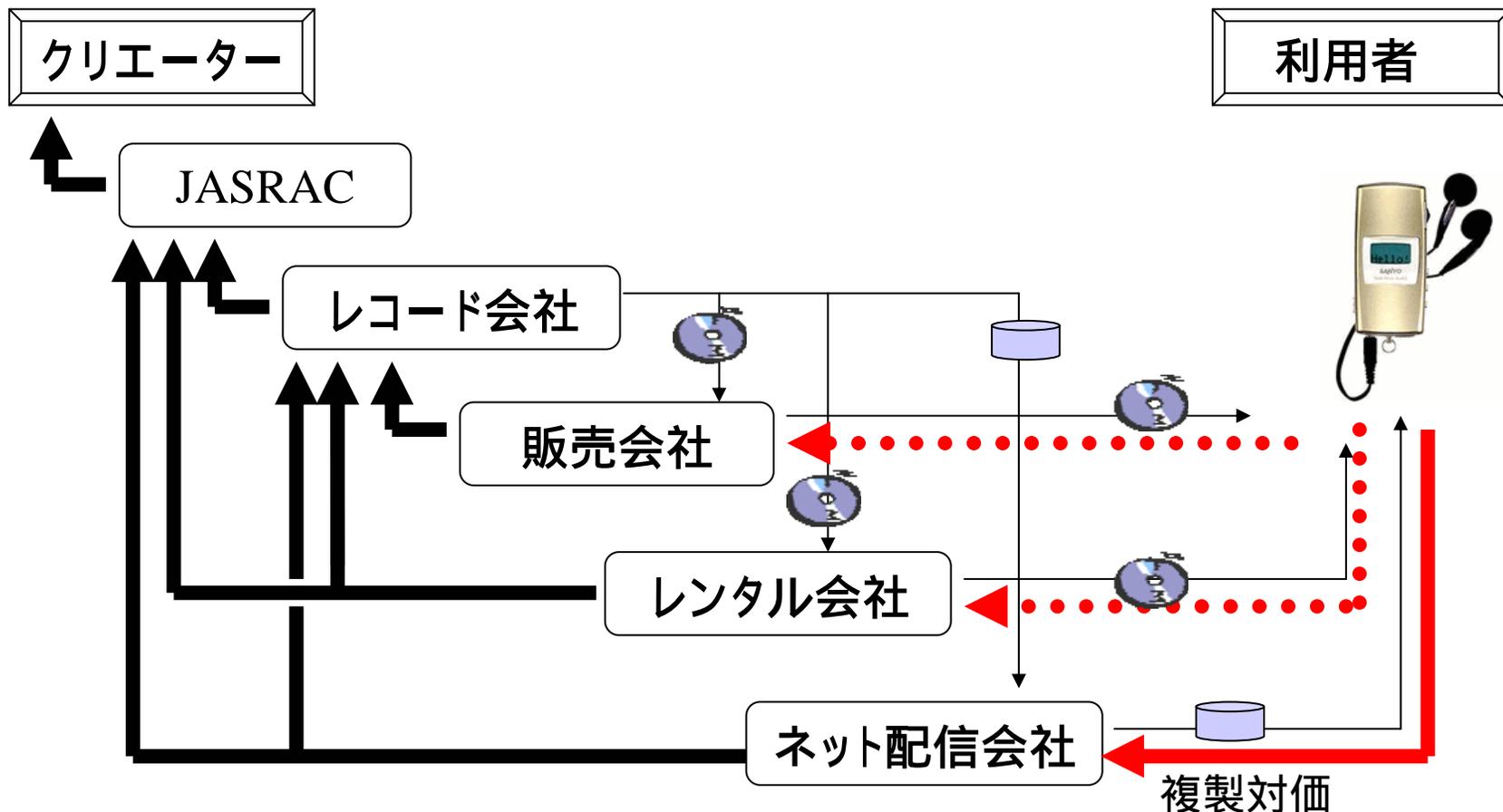
大所高所からの「あるべき姿」を検討頂きたい

- 1) そもそも私的使用目的の複製として認められるべき範囲
- 2) 技術的保護手段の回避規制のありかた
- 3) 私的録音録画補償金制度

これら3つは密接に関係、一緒に検討する必要あり。私的録音録画補償金制度の問題、しかも単に対象についてのみ議論するのは不合理。まして政令指定の可否・是非という問題ではない。来るべき社会のグランドデザインをお願いしたい。

消費者(利用者)、権利者(クリエイター)の対話を促進頂きたい

関係業界及び産業政策に対する期待



関係業界は、コンテンツを暗号化するなどしてその後の利用が予測可能な音源提供への移行を検討できないか。また、音楽のソースの流通ルートに即して対価徴収機会を工夫できないか。

メーカーは、技術開発を含め、建設的な検討に参画したい。

政府は、産業政策の観点から関係者の議論を促していただきたい。